

○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき  
法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)

(傍線部分は改正部分)

附 則	附 則
第一 条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一 条 (同上)
一～五 (略) (削る)	一～五 (略)
(施行期日)	(施行期日)
第二条 第一条の規定による改正後の入管法（以下「改正入管法」という。）第二十四条第三号の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に改正入管法第二十四条第三号に規定する行為を行つた者に対する退去強制については、なお従前の例による。	第二条 第一条の規定による改正後の入管法（以下「改正入管法」という。）第二十四条第三号の規定は、第三号施行日以後に改正入管法第二十四条第三号に規定する行為を行い、唆し、又はこれを助けた者については、なお従前の例による。
第四十四条 次に掲げる法律の規定中、「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の二」に改める。	第四十四条 (同上)
一～五 (略) (削る)	一～五 (略)
第五十四条及び第五十五条 削除	第五十四条 (組織的犯罪処罰法の一部改正)
(組織的犯罪処罰法の一部改正)	(組織的犯罪処罰法の一部改正)
(組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)以下「組織的犯罪処罰法」という。)別表第一第五号	(組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)以下「組織的犯罪処罰法」という。)別表第一第五号
(組織的犯罪処罰法の一部改正)	(組織的犯罪処罰法の一部改正)
第五十四条 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。	第五十四条 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。
別表第一第五号中「第七十三条の二」を「第七十三条の二第一項」に改め、「不法就労助長」の下に「又は第七十三条の五(在留カード偽造等準備)」を加える。	別表第一第五号中「第七十三条の二」を「第七十三条の二第一項」に改め、「不法就労助長」の下に「又は第七十三条の五(在留カード偽造等準備)」を加える。
別表第一中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。	別表第一中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。
二十六 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十八条(特別永住者証明書偽造等準備)の罪	二十六 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十八条(特別永住者証明書偽造等準備)の罪